

令和8年度第1回いわき市保健医療審議会 会議資料

報告事項

(1) 令和8年度保健所事業計画について

ア 総務課	1
イ 感染症対策課	4
ウ 生活衛生課	7
エ 地域保健課	10
オ 検査課	15

(2) 令和7年度各部会の開催内容について

ア 生活衛生対策協議部会について	16
イ 歯科口腔保健協議部会について	18
ウ 食育推進協議部会について	19
エ 自殺対策協議部会について	20

(3) いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

21

(参 考 資 料)

◇ いわき市保健医療審議会条例	31
◇ いわき市保健医療審議会運営規程	33

令和 8 年度事業計画

1 総 務 課

(◎：新規事業 ○：継続事業)

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
保健衛生統計	○ 厚生労働統計	○ 厚生労働省所管の各種統計調査を実施する。 ・ 人口動態調査 ・ 地域保健・健康増進事業報告 ・ 衛生行政報告例 ・ 国民生活基礎調査 ・ 社会保障・人口問題基本調査 ・ 医療施設（動態・静態）調査 ・ 受療行動調査 ・ 患者調査 など
保健委員	○ 保健委員	○ 地区住民の衛生思想の普及向上を図り、組織的公衆衛生活動により、地区住民の健康を守り、福祉を増進し、明るく住みよいまちづくりを推進するため、保健委員を置く。 委員数 689 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）
	○ 平地区保健委員会	○ 委員による公衆衛生活動の円滑化を図るため、平地区保健委員会を置く。 委員数 114 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）
	○ 保健委員会連合会	○ 地区保健委員会相互の連絡調整を図るため、いわき市保健委員会連合会を置く。
保健医療審議会	○ 保健医療審議会の運営	○ 保健、医療及び生活衛生に関する総合的な施策を推進し、市民の健康の保持及び増進並びに快適な生活環境の確保を図るため、いわき市保健医療審議会を置く。 委員数 19 名（令和 8 年 4 月 1 日）
休日救急歯科診療所	○ 休日救急歯科診療	○ 休日等の救急患者に対し、応急的な歯科診療を行う。 ・ 診療日 日曜祝日、12 月 31 日～翌年 1 月 3 日、8 月 13 日～15 日 ・ 診療時間 9:00～12:00、13:00～16:00 ・ 従事者数 歯科医師 1 名、歯科衛生士等 2 名 ・ 患者数見込 約 1,000 人/年 ・ 管理運営 指定管理者制度により（一社）いわき市歯科医師会に委託

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
休日救急歯科診療所	○ 障がい者歯科診療	○ 一般の歯科診療所では通院治療等が困難な障がい者を対象に歯科診療を行う。 - 診療日 第1・第3水曜日及び毎週木曜日 - 診療時間 13:00～16:00 - 従事者数 歯科医師1～3名、歯科衛生士2～3名 - 患者数見込 約500人/年 - 管理運営 指定管理者制度により（一社）いわき市歯科医師会に委託
医事薬事	○ 医事薬事許可指導	○ 医療法、薬機法等の関係法律の規定に基づき、病院、薬局等への許可・指導を通じ、適正な医療提供体制、医薬品等の品質・有効性及び安全性の確保を図るとともに、覚せい剤等薬物乱用防止事業を実施する。 - 病 院 25 施設 立入検査 25 施設 - 一般診療所 238 施設 立入検査 9 施設 - 歯科診療所 141 施設 立入検査 0 施設 (施設数は令和8年4月1日現在) - 薬局等医薬品販売業 312 施設 立入検査 35 施設 - 医療機器等販売業 895 施設 立入検査 43 施設 - 毒物劇物販売業 164 施設 立入検査 25 施設 - 麻薬取扱施設 290 施設 立入検査 40 施設 (施設数は令和8年4月1日現在) - 薬物乱用防止街頭キャンペーンの実施 2 回開催 - 薬物乱用防止教室への講師派遣 25 校程度
医療安全相談	○ 医療安全相談センター事業	○ 医療安全相談センターにおいて、医療に関する患者・家族等の苦情・相談に対応し、医療機関における患者サービスの向上を図り、運営協議会を開催して相談事例の分析・検討などを行うとともに、医療機関に対する医療安全の意識啓発を促すため、医療安全対策研修会を開催する。 - 相談窓口 保健所総務課医事薬事係 - 相談時間 平日 9:00～12:00 13:00～16:00 - 相談方法 電話、面談、手紙、FAX、Eメール等 - 運営協議会 委員数：5名
献血の推進	○ 献血等事業	○ 「いわき市民献血の日」を制定し、街頭献血及び啓発事業を行うとともに、骨髄移植ドナーとなった者へ奨励金を交付する。(※1回の提供につき14万円を上限) (令和7年度) - 事業所献血の実施 延べ218か所 - 地区住民献血の実施 13か所 - 高校生献血の実施 10校(延べ12回) - 街頭啓発キャンペーンの実施 3回開催 (献血目標) 採血目標単位数 13,029単位 (200mlを1単位とする)

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
放射線に係る 健康管理	○ 積算線量計貸与事業	○ 市民自らが放射線量を確認できる環境を整備するため、市民を対象に積算線量計の貸し出しを行う。 (対象者) 本市に住民登録がある方
	○ 安定ヨウ素剤配布事業	○ 万が一、高い濃度の放射性物質にさらされた場合に備え、県から配備された「安定ヨウ素剤」を備蓄し、一定の要件に該当する方を対象に配布する。 (対象者) 次のいずれかに該当する本市に住民登録があり、現在居住している方 ・ 障がいや病気により緊急時に速やかに受け取ることが困難な方 ・ 高齢者や障がい者、幼少者等が世帯におり、緊急時に速やかに受け取ることが困難な方 ・ 中山間地域居住者など、緊急時に配布場所へ速やかに移動し受け取ることが困難な方 ・ 上記のほか、対象者が緊急時に速やかに受け取ることが困難であると市が認めた方
	○ 放射線への理解促進に係る出前講座	○ 放射線への理解を促進することにより、日頃の不安を取り除き、より安心した生活が送れるよう、関係機関と連携し、出前講座を実施する。
放射線内部被ばくの検査	○ 内部被ばく検査事業	○ 市民の放射線物質による内部被ばくの状況を把握するとともに、自己の健康管理に役立てていただくため、ホールボディカウンターによる市民の内部被ばく検査を実施し、その検査結果を通知する。 (対象者) 本市に住民登録のある方又は事故当時本市に住民登録のあった方で、検査日時点においておおむね2歳以上の市民

2 感染症対策課

(◎：新規事業 ○：継続事業)

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
感染症対策	○ 結核予防対策	○ 結核予防意識の向上と、結核患者に対する適正な医療と患者管理の徹底を図る。 (1) 予防意識の向上 広報活動により結核予防の正しい理解について市民に周知する。 ① 結核・呼吸器感染症予防週間（9/24～30）キャンペーンパンフレットの配布、広報いわき掲載、SNS等の活用 ② 結核ミニ講座の実施 ③ 外国人向け結核予防講座の実施 (2) 定期健康診断の受診率の向上 ① 住民・事業所・学校・施設等健診の勧奨と指導 ② 事業所の長、施設長、学校長、刑事施設長へ健診実施報告書の提出の依頼と指導 (3) 結核患者管理 ① 結核患者と家族の保健指導 ② 管理検診の実施 ③ 家族健診・接触者健診の実施 ④ 感染症診査協議会（原則毎月第1・3火曜日） ⑤ コホート検討会 ⑥ 結核病棟とのカンファレンス (4) 研修 結核対策研修会の開催 (5) 結核予防事業費補助金交付 私立学校及び施設等の定期健康診断に対する補助
	○ 感染症予防対策	○ 感染症の発生予防に努め、発生時は関係機関と連携を図り対応し、まん延を防ぐ。 (1) 感染症発生動向調査事業 ・ 全数把握 ・ 定点把握 ・ 病原体情報の把握 ・ SNS等を活用した情報の発信 (2) 感染症予防啓発・まん延防止 ・ 感染症予防の広報や健康教育 ・ 疫学調査等による感染症の特定や感染拡大防止対策の指導 (3) インフルエンザ総合対策事業 ・ インフルエンザ様疾患発生報告（学校休校情報） ・ 高齢者の入院施設等における感染防止対策の推進

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
感染症対策	○ エイズ予防対策	○ エイズ対策を推進し、まん延防止を図るとともに、早期発見、治療、適正医療につなげる。 (1) 予防意識の向上世界エイズデー（12/1）関連事業 ① 世界エイズデー講演会 ② 世界エイズデー街頭キャンペーン ③ エイズレッドリボンツリーの設置 ④ 市職員レッドリボンの着用 ⑤ 啓発用ポスターの作成及び配布 ⑥ 公用車への車両ステッカーの貼付 ⑦ 新成人への啓発 ⑧ 広報誌、ラジオ放送等による啓発 ⑨ 学校等におけるエイズ予防教育 ⑩ 性風俗産業に対する啓発 (2) 検査・相談事業 保健所におけるエイズ検査（毎週月曜日）・相談 HIV検査普及週間（6/1～6/7）の普及 (3) エイズ対策地域医療連携 エイズ対策推進連絡会開催（年1回）
	○ 肝炎対策	○ 肝炎に対する正しい知識の普及、早期発見・治療を推進し、感染予防を図る。 (1) 啓発事業 「肝臓週間」「世界肝炎デー（7/28）」に市ホームページ・広報等による肝炎検査関連の啓発、啓発ブースの設置 (2) 検査・相談事業 B型・C型肝炎検査（毎週月曜日）・相談 (3) 肝炎治療特別促進事業（経由事務） (4) 肝炎患者等支援事業 (5) 陽性者フォローアップ事業 ・ 陽性者のフォローアップ ・ 検査費用（初回精密検査、定期検査）の助成（経由事務） (6) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（経由事務） (7) その他 B型肝炎訴訟に関する周知
	○ 性感染症対策	○ 性感染症に対する正しい知識の普及・早期発見・治療を推進し、性感染症予防を図る。 (1) 検査・相談事業 梅毒検査（毎週月曜日）・相談 (2) 啓発事業 ・ SNS等を通じた啓発 ・ 性感染症予防教育等の開催

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
感染症対策	○ 予防接種	○ 感染のおそれがある疾病の発生およびまん延予防のため予防接種を行う。 定期予防接種 (1) 不活化ポリオ (2) 五種混合 (ジフテリア、百日咳、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ) (3) 三種混合 (ジフテリア、百日咳、破傷風) (4) 二種混合 (ジフテリア、破傷風) (5) 麻しん・風しん混合 (6) 麻しん (7) 風しん (8) 日本脳炎 (9) B C G (10) ヒブ (11) 小児用肺炎球菌 (12) 子宮頸がん (H P V) (13) 水痘 (14) B型肝炎 (15) ロタウイルス (16) 高齢者肺炎球菌 (17) 高齢者インフルエンザ (18) 新型コロナウイルス (19) 帯状疱疹 (20) R S ウイルス 定期外予防接種 (1) 風しん抗体検査、麻しん風しん混合又は風しん予防接種 (2) おたふくかぜ ○ 精度維持のための取組 医師会との共同による「精度管理委員会」の開催 構成員 ・ 医師会長 ・ 医師会からの推薦による医師 2 名 ・ 医師会事務局長 ・ 保健所長、保健所感染症対策課 ・ こどもみらい部こども家庭課 ・ 業務担当者

3 生活衛生課

(◎：新規事業 ○：継続事業)

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
生活衛生対策	○ 営業施設の監視指導等	○ 理容所、美容所、クリーニング所、旅館・ホテル等、公衆浴場及び興行場等の監視を行い、施設の適正な衛生管理などを指導する。 ○ 公衆浴場、旅館等における浴槽水のレジオネラ属菌等の検査を行い、施設の適正な維持管理などを指導する。
	○ 建築物における衛生的環境の確保	○ 特定建築物の監視を行い、衛生的環境の確保などを指導する。 ○ 冷却塔における冷却水のレジオネラ属菌等の検査を行い、施設の適正な維持管理などを指導する。 ○ 建築物衛生法に定める知事登録業者に対し、適正な業務の確保などを指導する。
	○ 給水施設等の監視指導等	○ 給水施設等の監視及び水質検査を行い、施設の適正な維持管理などを指導する。
	○ 温泉の適正利用の監視指導	○ 温泉利用施設の監視を行い、温泉の適正な利用などを指導する。
	○ 家庭用品安全対策	○ 流通している繊維製品、洗剤等の家庭用品における有害物質等の検査を行い、健康被害の発生又は拡大防止を図る。
	○ 遊泳用プールの衛生確保	○ 遊泳用プールの監視を行い、施設の適正な衛生管理などを指導する。
	○ 暮らしの衛生相談	○ 市民からの住居におけるカビの発生等に関する相談に対し、助言などを行うとともに、出前講座等を通じて知識の普及啓発を図る。
	○ ねずみ・昆虫等に関する相談等	○ 市民からの衛生害虫の発生等に関する相談に対し、駆除や再発防止対策等に関する助言などを行うとともに、ホームページ等で知識の普及啓発を図る。 ○ 行政区などで行う自主的な衛生害虫の駆除作業に使用する場合に限って機材の貸出しを行い、常時対応可能としておくため、定期的なメンテナンスなどを実施する。

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
生活衛生対策	○ 食品営業許可及び届出に関する事業	○ 食品に関する営業を行う業者からの許可又は届出に関する事務及び衛生確保に関する指導を行う。
	○ 食品の収去検査及び安全対策事業	○ 食品による事故を未然に防止するため、食品の行政検査を行い、食品の安全性を確認する。 ・ 実施件数 569 検体（微生物検査 327 検体、理化学検査 95 検体、放射性物質検査 147 検体）
	○ 集団給食施設の衛生指導	○ 学校・病院・事業所など、一度に大量の食事を調製・提供する集団給食施設に対し、常に安全で衛生的な食品を提供するよう監視指導する。 ・ 給食施設数 169 施設
	○ 食中毒予防対策及び調査	○ 食中毒発生を未然に防止するため監視指導を強化し、食中毒が発生した場合は原因を究明し、被害の拡大防止、並びに、再発防止対策を図る。
	○ 不良食品等に関する対策	○ 不良食品等の原因究明に努め、消費者が安心して食生活を営めるようにするとともに、関係機関と連携し、原因施設の改善指導を実施し、再発防止対策を徹底する。
	○ 食品営業用井戸水等に関する事業	○ 水道水以外の水を使用する食品営業施設に対し、毎年 1 回以上水質検査を実施させ、使用水の安全確保を図る。 ・ 該当施設数 97 施設
	○ 催事に関する事業	○ 運動会、文化祭その他の祭礼時における営業届を提出させ、届出者及び食品取扱者の食品衛生知識の向上に努め、食品事故の未然防止を図る。
	○ 食品営業者等に対する衛生教育	○ 食品営業者及び一般市民等を対象に衛生講習会を実施し、衛生意識の向上を図る。 ○ いわき食品衛生協会が主催する講習会に、事業遂行や講師派遣等に関する支援を行い、食品営業者の自主管理推進を図る。
	○ こども食の安全教室の実施	○ 小学生を対象に、行政の取り組みや食品営業施設での食品の取扱いを知ってもらい、自主的に食の安全・安心の確保に取り組む姿勢を育むことを目的に実施する。
	○ ふくしま食の安全・安心推進会議への参加	○ 福島県が策定した「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」及び「福島県食品安全確保対策プログラム」に参加し、食品の安全確保を目的とした対策を図る。
	○ 調理師及び製菓衛生師に関する事業	○ 免許申請等の事務を行う。 ○ 調理師、製菓衛生師試験受験に関する業務に協力する。

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
動物の愛護及び管理対策	○ 狂犬病予防対策事業	○ 犬の登録と狂犬病予防注射実施の推進 ○ 飼い主に適正飼育を指導し、事故などの未然防止を図る。 ○ 野犬等の捕獲収容
	○ 動物の愛護及び管理事業	○ 飼い猫の不妊去勢手術費用の一部助成 ○ 所有者のいない猫不妊去勢手術費用の一部助成 ○ 動物愛護ふれあいフェスティバルの開催 ○ 動物愛護絵画コンクールの実施 ○ 広報誌、回覧板等を利用し動物の愛護と適正飼育の啓発 ○ 飼い犬のしつけ方教室の開催 ○ 猫の飼い方教室の開催 ○ 特定動物飼養施設の許可事務及び指導 ○ 動物取扱業施設の登録事務及び指導 ○ 行方不明犬・保護犬の届出受理及び情報交換 ○ 犬・猫の引取り及び負傷動物の収容 ○ 収容犬及び引取り犬・猫の譲渡 ○ ペット同行避難の推進
	○ (仮称) 動物愛護管理センター整備事業	○ 人と動物が共生する社会の実現に向けた中核となる施設として、最短で令和 10 年度の供用開始を目指し、「(仮称) 動物愛護管理センター」を整備する。 ◆ 建築・設備基本実施設計 整備地地質調査
	○ 化製場等に関する事業	○ 化製場、死亡獣畜取扱場及び動物の飼養施設等の許可及び適正管理の指導
その他	○ 生活衛生対策部会の開催	○ 食品衛生、環境衛生、狂犬病予防等、生活衛生に関する協議事項を審議し、市民が安全で快適に暮らせる生活環境づくりの推進を図る。

4 地域保健課

(◎：新規事業 ○：継続事業)

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
健康づくりの推進	○ 国民健康・栄養調査事業	○ 健康増進法に基づき、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るため実施する。 厚生労働省からの通知により行う。
	○ 地域保健関係職員等研修事業	○ 市民ニーズに対応した地域保健対策の総合的な推進を図るため、地域保健関係職員を対象とした専門的・技術的な知識の習得、資質向上のための研修等を行う。
	○ 食品表示法に係る普及啓発指導事業	○ 令和2年4月からの食品表示法における食品の栄養成分表示の義務化に伴い、各種講習会等を活用した制度の普及啓発及び助言・指導等を行う。
	○ 特定給食施設管理指導事業	○ 健康増進法に基づく特定給食施設及び給食業務に従事している者に対し、栄養、調理及び衛生の管理について必要な助言指導を行う。
	○ 栄養士免許申請	○ 栄養士法に基づく栄養士・管理栄養士免許申請に関する事務を行う。
	○ 禁煙推進・受動喫煙防止事業	○ たばこは、肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、喫煙が及ぼす健康影響についての普及啓発による市民の健康増進、また、改正健康増進法に基づき、市内の事業者等に対する受動喫煙対策の周知及び違反者に対する指導等を行い、望まない受動喫煙の防止を目的とした取り組みを行う。
	○ いわき市健康推進員協議会事業	○ いわき市健康推進員協議会に対する育成及び地区活動支援を行う。
	○ 口腔・栄養ケア推進事業	○ 訪問栄養指導 栄養士が訪問により栄養状態を調査し、本人及びその家族へ適切な指導・助言を行うことで栄養状態の改善を図る。 ○ 栄養状態の維持向上を図ることを目的として、健康教育等による普及啓発を行う。
	○ リウマチ・アレルギー対策事業	○ リウマチ・アレルギー患者に対し、来所や電話により個別の相談、指導、助言を行う。 ○ リウマチ・アレルギー対策の関係団体や関係職員等に対し、研修会及び疾患に関する情報提供を行う。
	○ 目の愛護に関する事業	○ 視覚障害・感染性眼疾患・生活習慣病による眼疾患等に対する予防意識の高揚を図るとともに眼疾患の早期発見・治療等、目の衛生に関する注意を喚起し、公衆衛生の向上を図る。 ○ 毎年10月10日の「目の愛護デー」にあわせて眼疾患等に対する予防、疾患の早期発見・治療等、目の衛生に関する注意喚起を行う。

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
健康づくりの推進	○ 熱中症に関する事業	○ 広く市民へ熱中症に関する知識普及を図り、市民が自ら熱中症の予防に努められるよう、様々な媒体を使った情報発信や出前講座等を行う。
歯科保健	○ 地域歯科保健推進事業	○ 歯ピカリ教室 おおむね 10 か月から 11 か月児とその保護者を対象に口腔衛生に関する講話と実技を実施する。 ○ 健康教育 保育所等へ出向いて、幼児等へブラッシング方法など、口腔衛生に関する健康教室を実施する。
	○ 口腔・栄養ケア推進事業	○ 訪問口腔衛生指導 歯科衛生士が訪問により口腔内の状態を調査し、本人及びその家族へ適切な指導、助言を行い、そしゃく機能の維持や口腔清掃状態の改善を図る。 ○ 口腔機能の維持・向上等を図ることを目的として、健康教育等による普及啓発を行う。
	○ 幼児むし歯予防推進事業	○ 1 歳 6 か月児及び 3 歳児の歯科健康診査にあわせ、むし歯予防に有効な「フッ化物歯面塗布」を希望者に実施する。
	○ フッ化物洗口事業	○ 私立の就学前施設(保育園・幼稚園・認定こども園等)の 4 歳以上の幼児及び小学校の児童を対象に、集団で低濃度のフッ化物洗口液でうがいをすることで、子どものむし歯予防及び健康格差の縮小を図り、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを進める。
難病対策	○ 福島県指定難病医療費支給認定事業	○ 難病の患者に対する医療費等に関する法律(難病法)に規定する指定難病について、原因の究明、治療法等の研究を行うとともに、医療費の負担軽減を図ることを目的として、福島県特定医療費支給認定実施要綱に基づき、福島県が実施するもの。(進達事務) ・ 令和 7 年度末対象疾患 348 認定者数 2,599 人
原爆被爆者に関する事業	○ 原爆被爆者及び被爆二世の健康診断	○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の所持者及び第 2 種健康診断受給者証の所持者に対し、健康診断を行うもの。 ・ 健康診断は、あらかじめ県が委託契約を締結している健康診断委託医療機関において実施(進達事務)
大気汚染緊急時対策	○ 大気汚染緊急時対策	○ 福島県大気汚染緊急時対策要綱に基づき、注意報等が発令された際に、いわき市大気汚染緊急時対策要領により対応する旨、関係機関等と役割分担している。 ・ 光化学スモッグ、硫黄酸化物等の注意報等の発令による医師会への通報 ・ 健康被害発生時の受付、相談及び報告

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
対人保健活動 の総合企画調 整	○ 学生実習	○ 各学校からの依頼を受け連絡・調整を図り、地域保健活 動等の実習を保健所及び各地区保健福祉センターで行う。 ・ 看護等大学実習 医療創生大学看護学部 ・ 看護学生実習 松村看護専門学校、いわき市医療センター看護専門学 校 ・ 管理栄養士学生実習、その他学生
精神保健福祉	○ 精神保健及び精神 障害者福祉に関する 法律に基づく精神障 害者調査診察等	○ 自傷他害の恐れのある精神障がい者に対し、適切な受療 の促進を図る。 ・ 申請・通報等による調査及び診察の実施 措置入院の決定に伴う事務処理等 ・ 措置入院者退院後支援 随時
	○ 緊急入院時の移送	○ 精神障がい者の適切な受療の促進を図るため、指定医の 診察に基づき、緊急医療が必要な方の移送を行う。
	○ 精神病院実地指導	○ 精神科病院入院患者の人権を守るため、県に協力して精 神病院に対する立ち入り調査・指導を行う。 市内6病院 各1回
	○ 医療適正化対策事 業	○ 精神障がい者の適正な医療の促進を図る。 ・ 医療保護入院届・退院届・入院期間更新届審査事務 週1回 ・ 定期病状報告書審査事務 月1回
	○ 精神保健福祉思想 の普及活動	○ 精神保健福祉の思想普及のため講座等を開催する。 ・ 市民精神保健福祉講座 ・ 心のサポーター養成研修 ・ 精神保健家族教室（精神保健・アルコール） ・ 精神保健関係職員研修
	○ 精神保健福祉相談 及び訪問指導	○ 精神障がい者の早期治療の促進及び社会復帰を支援す る。心の健康の保持増進及び心の健康づくりの支援を行う。 ・ 心の健康相談 ・ 随時相談（面接・電話・訪問）
	○ 精神保健福祉関連 組織の育成	○ 自助グループ等の育成・支援を行い、地域保健福祉活動 を推進する。 ・ 当事者会 ・ 精神保健福祉ボランティア

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
精神保健福祉	○ 関係者連絡会議	○ 精神障がい者への支援体制整備を図るための会議の開催及び関係会議への出席により、精神障害者の医療及び保護、社会復帰支援、地域共生社会の実現を図る。 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム体制構築のための協議の場 ・ 心神喪失者等医療観察法におけるケア会議 ・ 福島県青少年支援協議会いわき地域連絡会議 ・ 福島県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連絡会 ・ 高齢者生活安全部会 ・ 一般社団法人福島県精神保健福祉協会 総会 等
	○ ひきこもり伴走サポート事業	○ 地域に潜在するひきこもり状態にある当事者やその家族等を早期に発見し、きめ細やかな支援を提供することで、ひきこもり者の社会参加を促進し、ひきこもり者や家族の精神的健康の保持増進を図る。 ・ 心の相談室「w i t h」～ウィズ～ ・ ひきこもり家族教室「ひだまりの会」 ・ ひきこもり専門相談 ・ ひきこもり当事者会「つどい×交流の場いっぽ」 ・ ひきこもりアウトリーチ支援事業「つむぎ」 ・ ひきこもり講演会 ・ ひきこもりサポーター養成講座 等
	○ 「いのち支える」自殺対策推進事業	○ 自殺対策基本法及び「いわき市いのちをまもり支える計画」（第二次いわき市自殺対策計画）に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を推進するための事業を実施する。 ○ 相談事業 随時相談（面接・電話・訪問） ○ 自殺対策啓発事業 関係団体等と連携し、こころの健康づくりや自殺に関する正しい知識の普及啓発、相談窓口の周知等を行う。 ・ 自殺予防週間・自殺対策月間関連事業 ・ 自殺対策講演会 ・ SOSの出し方教室、SOSの受け止め方研修会 ○ 人材育成 市民、関係団体等を対象に地域における自殺対策に係る人材の育成を行う。 ・ ゲートキーパー養成講座 ・ 自殺対策支援者向け研修会（自殺未遂者支援）

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
その他	○ 若年がん患者在宅療養支援事業	○ 若年がん患者が、住み慣れた自宅等で最後まで自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、在宅療養に係るサービス利用料の一部を助成することにより、患者本人とその家族の負担の軽減を図るもの。 ・ 対象サービス 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与・購入 ・ 助成金額 対象サービス利用料（１か月当たりの利用料上限額６万円）の９割相当額

5 検 査 課

(◎：新規事業 ○：継続事業)

項 目	事 業 名 等	事 業 内 容
行政検査	○ 食品安全対策事業に係る検査	○ 流通食品の微生物検査 ・ 食品の細菌検査（一般細菌数、大腸菌等） ・ 生食用かきのノロウイルス検査 ○ 流通食品等の理化学検査 ・ 食品添加物の含有量検査（食品中の保存料、着色料、発色剤等） ・ 食品等の成分規格検査（牛乳の乳脂肪等） ・ 野菜、果実の残留農薬検査
	○ 生活衛生対策事業に係る検査	○ 公衆浴場等における水質検査 ・ 浴槽水等のレジオネラ属菌等検査 ○ 給水施設等における水質検査 ・ 飲用水の有機物、金属等検査 ○ 家庭用品試買検査 ・ 繊維製品（乳幼児用）のホルムアルデヒド検査等 ○ 特定建築物における空気環境測定 ・ 建材から発生するホルムアルデヒド検査
	○ 食中毒発生時等における検査	○ 食中毒発生時等における原因究明に係る検査 食中毒の原因究明のため、食品を提供した店舗の従業員便及び食品等並びに患者便における食中毒菌やノロウイルス検査を実施する。
	○ 感染症対策事業に係る検査	○ 感染症発生時における原因究明に係る検査 施設等で腸管出血性大腸菌等の感染症が発生した場合において、原因究明に係る検査を実施する。 ○ H I V（エイズ）及び梅毒検査希望者に対する血液検査 ・ H I V検査 ・ 梅毒検査
	○ 放射性物質検査事業	○ ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質検査 ・ 加工食品
一般依頼検査	○ 一般依頼検査	○ 市民や事業主からの依頼検査 ・ 食品、飲用水、用排水、公衆浴場水、プール水、冷却塔水、検便等に係る微生物及び理化学検査 ・ 飲用井戸水等の放射性物質検査
精度管理事業	○ 外部精度管理事業への参加	○ 試験検査の信頼性確保のための各種外部精度管理事業への参加 ・ 厚生労働省外部精度管理事業 ・ 福島県試験検査精度管理事業 ・ 食品衛生外部精度管理事業 ・ 環境省水道水質検査精度管理事業

生活衛生対策部会について

1 第1回開催（令和7年12月24日（水））

(1) 協議事項

「令和8年度いわき市食品衛生監視指導計画」の策定について

食品衛生法に基づき、毎年度策定する「令和8年度いわき市食品衛生監視指導計画」の素案について協議を行った。内容変更を要する意見はなかったため、原案について、パブリックコメントを実施することとした。

(2) 報告事項

ア 水道水質基準への「PFOS及びPFOA」の追加について

令和7年6月30日に公布された「水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和7年環境省令第19号）」により「水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）（以下「省令」という。）」が改正され、水質基準に「ペルフルオロ（オクタン—1—スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）」が新たに追加され、令和8年4月1日から施行される。

これを受け本市では、関係規則を改正し、省令と同日に施行する予定である旨報告した。

イ （仮称）いわき市動物愛護管理センター整備方針の概要について

本市が進める（仮称）いわき市動物愛護管理センターについて、センターを整備するうえでの方向性を示した「整備方針」について報告した。

その概要は次のとおり。

① 本市動物愛護管理の基本理念

市民一人ひとりが動物への適正な知識や理解を深め、動物を通して生命を大切に
する心を育てるとともに、動物の適正な管理がなされ、「人と動物が共に生きる心
豊かなまち」を目指す

② 整備コンセプト

動物の愛護啓発と保護管理の機能を集約した形態とし「いのちを『守る』『繋ぐ』
『学ぶ』場」としての役割を有し、「誰もが気軽に訪れ動物とふれあい命と向き合
える交流施設」とする。

③ 運営形態

センター業務は、法の規定による狂犬病等の人獣共通感染症のまん延防止や、動
物の適正な飼養に関し、専門的な知識を必要とする業務が多岐に渡るため、質の高
い行政サービスを提供すべく、公衆衛生獣医師（公務員獣医師）を中心とした公営
とする。

④ 整備計画地

旧ポリテクセンター跡地
 (住所) 内郷綴町舟場1番162
 (敷地面積) 7,966㎡

⑤ 施設規模

- ・ 建物の床面積
…概ね900㎡
- ・ 犬猫の計画収容頭数
…犬20頭程度、猫50頭程度

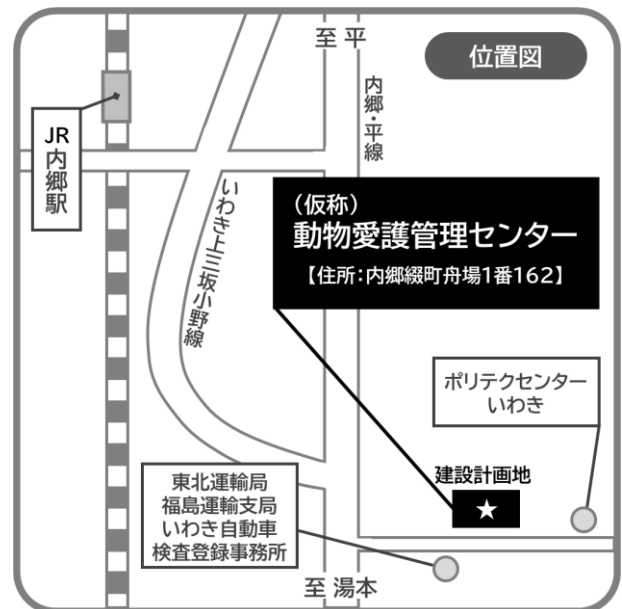
※ 具体的な施設規模は、基本設計
 や実施設計を踏まえ決定

⑥ 施設の主な機能

- ・ 犬猫の適正な飼い方・接し方の啓発機能
- ・ 犬猫とのふれあいの場を提供する機能
- ・ 犬猫の殺処分を減らすための機能
- ・ 狂犬病等の感染症予防対策機能
- ・ 放浪犬等を保護収容・管理する機能
- ・ 民間団体等との連携機能
- ・ 災害時における対応機能

⑦ 整備スケジュール

年度	造成関連	建築関連
R 7	○整備地測量 ○進入路実施設計・法面予備設計	—
R 8	○法面実施設計	○地質調査 ○建築・設備基本実施設計
R 9	○進入路工事(法面、側溝敷設)	○建設工事(外構含む)
R10	○進入路工事(舗装)	
供用開始 (※最短)		



(3) 主な意見(意見交換)

- ・ 「こども食の安全教室」の開催時期について、参加したい小学校は多いかと思う。小学校が参加しやすい期間を考慮し、これまでの募集期間よりも幅広く募集することで参加校数が増えるのではないかな。
- ・ 手洗い体験は低学年も体験できるとよいと思うので、低学年向けのカリキュラムを設けてもよいのではないかな。
- ・ 犬猫とふれあいの場について、高齢者とのふれあいも挙げられているが、ケアマネージャー(協会)との連携もお願いしたい。

歯科口腔保健協議部会について

(1) 第1回開催（令和7年10月2日（木））

ア 報告事項

① いわき市の歯科保健の現状について

いわき市の乳幼児期から青壮年期までの世代における歯科保健のデータについて、全国・県及びその他市町村と比較した現状を報告。

② 令和6年度庁内各課の取り組み

（健康いわき21（第三次））関連事業の評価について

市健康づくり推進課で取りまとめた、健康いわき21（第三次）に関連する事業の事業評価について報告。

③ 令和7年度保健所地域保健課の取り組みについて

令和7年度に保健所地域保健課で実施した歯科保健事業の取り組み状況について報告。

イ 意見交換

私立就学前施設におけるフッ化物洗口事業の推進について

本市のフッ化物洗口事業の課題として、「新規施設の拡大が困難であること」「継続実施への支援不足」が挙げられる。このことから、市全体・関係団体の間において“継続”“幼児期から学齢期まで”の共通認識を持ち、事業を推進していく必要がある。

ウ 主な意見（意見交換）

- ・フッ化物洗口研修会の内容を見るとフッ化物洗口を実施した方がいいのは明らかである。事業推進に向けて考えていきたい。
- ・関係団体（市歯科医師会会員）に「フッ化物洗口事業を推進してほしい」と一言伝えるだけでは実効性がないと思う。具体的な周知方法等について市歯科医師会でも協議していきたい。
- ・（公立小学校の）フッ化物洗口事業に携わるのは、養護教諭であることからその担当者に向けて、負担感や不安軽減を情報として伝えられたらいいと思う。
- ・私立就学前施設は、100%実施に向けて部会の中でも推進していきたい。
- ・フッ化物洗口に関するアンケート調査から、園や学校でも実施してほしいといった結果が読み取れた。しかし、施設側で実施に繋がらない。何が解消されれば事業実施に繋がるのか、原因追及し解決していければと思う。
- ・フッ化物洗口の効果を広く市民に周知していくことが重要である。特に口腔のトラブルや悩みは高齢になるにつれて出てくる。そのため将来的な視点からお知らせしていくのも良いと思う。
- ・公立小学校のフッ化物洗口の実施率や、フッ化物洗口に関するアンケート調査から、多くの保護者が園や学校でもフッ化物洗口に取り組んでほしいと考えていることが分かった。しかし、学校の先生も限られた時間の中で業務を遂行していることから、新しいことを開始すること、フッ化物洗口は重要であることを理解していただくためには、周囲の方々の協力が必要である。

食育推進協議部会について

(1) 第1回開催（令和7年7月23日（水））

ア 報告事項

① 令和6年度の食育推進に係る各課の取り組み状況について

「第4次いわき市食育推進計画」の重点事業を含む食育関連事業（24事業）について、各担当部署から提出された事業評価をもとに、本市の食育に関する課題の把握・共有、課題解消に向けた検証を行ったものについて報告。

② 健康づくり推進課の今年度の取り組みについて

令和7年度に健康づくり推進課で実施する事業の概要紹介及び今後の実施予定を報告。

イ 意見交換

各団体における食育の取り組みについて意見交換を実施。

ウ 主な意見

- ・ 市内高校において、市内スーパーとお弁当の商品開発を行うこととなり、どのようなお弁当を作りたいかというのを話し合う中で、「家族に食べてもらって健康になって欲しい」という意見が多くあり、「いわきひとしお」の話を聞かせてもらうことになった。話を聞いた生徒たちからは、「家族の高血圧やそれに伴う疾病を予防するためにどのような食生活をしたらよいかわかったので、家族に伝えたい」という意見が多く聞かれた。
- ・ 福島県全体の傾向として、子供の肥満の平均出現率が全国よりも高く、幼稚園から高校まで切れ目のない食育を推進していくことは引き続き重要だと思う。引き続き関係各所と連携し、食育の推進、栄養の健康教育を継続して行っていきたい。
- ・ 震災後、地元の水揚げは極端に少なくなっており、常磐ものの上物が東京に流れて、地場にはなかなか出回らないため、地産地消が難しい。水揚げ自体も増えてこないというのが実態としてある。特に、高校生が進学や就職でいわきから離れる前に、地場の物の食べ方やさばき方を知って、他県でも魚食を普及させてもらえたら良いなと思っている。
- ・ 今はがんばる漁業ということで、丸1日操業することはない。今は準備の段階で、あと何年か経って本格操業になれば魚がたくさん捕れるようになり、世間にたくさん出回るようになると思う。

自殺対策協議部会について

(1) 第1回開催（令和7年8月6日（水））

ア 報告事項

- ① いわき市の自殺の現状
- ② 令和6年度の自殺対策推進に係る各課の取り組み状況について
- ③ 保健所地域保健課の今年度の取り組みについて

イ 意見交換

令和7年度関係団体等における取り組み状況について

各関係団体の委員より令和7年度の自殺対策の取り組み状況について報告。

ウ 主な意見（意見交換会）

・女性の希死念慮の背景にある環境調整が難しいように感じる。制度や支援に該当しないケースもいる。会議の場で自殺に至るきっかけなどを示唆するような話があった。委員が得た情報をそれぞれの組織の中でそのように広げていくか、どのように活用していくかを検討していただければ結果的に自殺対策に繋がっていく。

(2) 第2回開催（令和8年2月5日（木））

ア 報告事項

- ① 令和7年度地域保健課の自殺対策事業の実績と課題及び次年度の取り組みについて
- ② 若者に係る自殺対策について

イ 主な意見（意見交換）

・背景が複雑なケースの対応は困難。医療、法律、福祉など全体がわかるコーディネーターが行政にいてくれるとよい。

・働き世代向けのメンタルヘルス講座の利用が少ないが、自殺された方がいる企業や会社と何か繋がりができたらより効果的ではないか。

・専門職であったとしても、自殺に対するアセスメントをすることは抵抗があるので、ゲートキーパー講習会などで知識を共有することが大事。根底にあるのは社会全体が抱えるスティグマなどではないかと思う。

・今回の法改正で、子どもの自殺防止に取り組むよう記載がある。自殺の背景、例えばいじめの苦しさや、安心できない学校環境など、どう変えていけるか市全体で考えていく必要があると考える。

・心の健康チャンネルの動画の活用について、例えば学校の活動の前に各教室のモニターで視聴できるよう、学校関係の部署と連携できるとよい。

・自殺は要因が複雑に絡まっているため、自殺ひとつだけのテーマで講演会をするだけでなく、一見関係ないと思う研修や講座などと自殺予防をセットで話をするとすることも必要なのではないか。

いわき市新型コロナウイルスエンザ等 対策行動計画の改定について

令和8年5月21日(木)
いわき市保健医療審議会

これまでの経緯等

新型コロナウイルス感染症対応の経験や課題を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が、令和7年3月に福島県行動計画がそれぞれ改定されたことを受け、本市においても本行動計画を改定した。

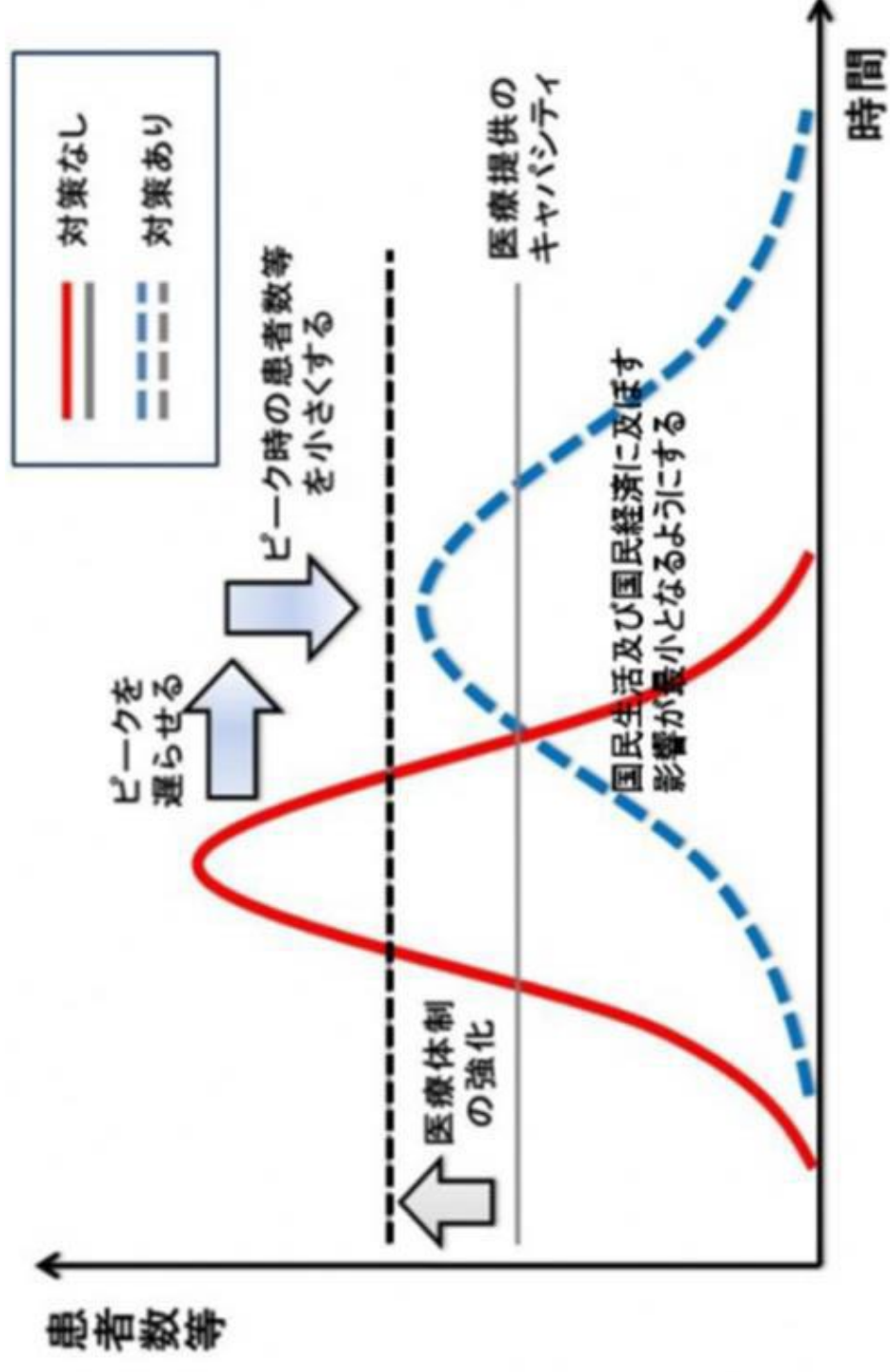
本計画は、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、国・県・市町村が作成する法定計画である。

- R6.7 新型コロナウイルス等対策政府行動計画の改定
- R7.3 政府行動計画に基づき、福島県行動計画が改定
- R7.12.16 「福島県新型コロナウイルス等対策いわき地域医療会議」にて意見聴取
- R8.1.23 「いわき市新型コロナウイルス等対策本部員会議」にて庁内の意見聴取
- R8.1.29 「いわき市保健医療審議会」にて意見聴取
- R8.2.10～2.24 市民意見募集（パブリックコメント）実施：市民意見4件
- R8.3 いわき市新型コロナウイルス等対策行動計画の改定

I. 計画の基本的な方針

- (1)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- (2)生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする

【対策の概念図】



2. 改定のポイント(計画改定の方針)

(1) 改定された政府行動計画や県行動計画に基づき、市計画を改定

- 幅広い感染症に対応
新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に中長期的に複数の波が来ることも想定。
- 柔軟かつ機動的な対策の切替え
状況の変化(検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等)に応じて感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替える。
- 発生段階の考え方
全体を3期(準備期・初動期・対応期)に分けて記載。準備期の取組を充実。
- 対策項目の充実
7項目だった対策項目を13項目に拡充。

(2) 感染症危機に対する平時の備えに努める

(3) 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた計画とする

3. 対策の骨子(13項目)

(1) 実施体制

▶新型コロナウイルス等々の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持し、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。

準備期	初動期	対応期
・県計画を踏まえた市行動計画の作成・変更 ・業務継続計画の作成・変更 ・新型コロナウイルス等々の発生に備えた訓練の実施 ・国、県、関係機関及び市内連携体制の構築	・県対策本部が設置されたときは、速やかに市長を本部長とする市対策本部を設置し、対策の準備を進める ・迅速な対応の実施に必要な予算の確保	・国の基本的対処方針に基づき、地域の実情に応じた適切な対策を実施 ・県と連携したまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の総合調整

(2) 情報収集・分析

▶新型コロナウイルス等々の発生前から、国、県、医療機関等と連携し、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備する。

準備期	初動期	対応期
・国や県等と連携した情報収集体制の整備 ・感染症専門人材の育成や訓練の実施及び人員の確保 ・DX推進を踏まえた迅速かつ効果的に情報を収集・分析する方策の検討	・国等が行うリスク評価に基づき、県と連携し、講ずるべき対策を迅速に判断し実施 ・国の感染症情報・分析から得られた情報の公表	・情報収集・分析に基づくリスク評価を実施 ・国の方針も踏まえ、地域の実情に応じて積極的疫学調査内容を見直すなど柔軟かつ機動的な対策の切り替え

(3) サーベイランス ※感染症の発生状況（患者や病原体）のレベルやトレンドを把握すること

準備期	初動期	対応期
・国、県と連携した感染症サーベイランスシステムの活用 ・季節性インフルエンザや新型コロナウイルス等、急性呼吸器感染症の流行状況の把握	・患者の全数把握など有事のサーベイランスの開始 ・サーベイランスから得られた情報の公表	・国等と連携し、流行状況に応じたサーベイランスを実施（実施方法の切替） ・流行状況や国が行うリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替え

(４) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ▶科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、受け手に応じた情報提供・共有、双方向のコミュニケーションに努める。
- ▶健康相談機能を有するオンラインヘルスケアアプリの活用など、市民の不安の解消等に努める。

準備期	初動期・対応期
・個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく貢献することについて の啓発 ・偏見・差別や偽・誤情報等に関する啓発 ・コールセンター等を設置する準備を進め、日本語が十分でない外国人等への適切な配慮 など双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	・国・県と連携した感染状況等の公表 ・可能な限り科学的根拠等に基づく情報提供 ・（時期やリスク評価に基づき実施する）対策をわかりやすく説明

(５) 水際対策【新設】

- ▶市は、検疫所が実施する訓練に参加する等、県や医療機関等と連携し、国の実施する水際対策に係る体制整備に協力する。

準備期	初動期	対応期
・訓練の実施を通じた検疫所との連携	・検疫所との情報連携	・状況に応じた検疫所との連携 ・必要に応じ国に対し健康監視の実施要請

(６) まん延防止

- ▶市は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の対象となった場合、国・県と連携し、適切に対応するとともに、市民や事業所等の理解促進に努める。

準備期	初動期	対応期
・基本的な感染対策の普及及び有事の対応等の理解促進 ・高齢者施設等ハイリスク施設における集団感染時の連携	・感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応の確認 ・業務継続計画に基づく対応の準備	・国・県等と連携した患者、濃厚接触者の対応 ・基本的な感染対策の徹底やテレワーク等の勧奨・要請 ・病院施設等における感染対策の強化 ・国や県が感染リスクが高まる場所等への外出自粛等を要請した時などは、適時適切な対応に努める

(7) ワクチン【新設】

▶市は、新型コロナウイルス等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県、医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を行う。

準備期	初動期	対応期
・接種体制構築の平時の備え ・わかりやすい情報発信を行い、予防接種やワクチンへの理解を促進 ・国が整備するシステム基盤との連携によるDXの推進	・ワクチンの供給量、接種の実施方法等予防接種に係る積極的な情報収集、提供・共有 ・接種会場や医療従事者等の確保等接種体制の構築 ・副反応を含めた相談対応体制の整備	・準備期・初動期に構築した接種体制の継続的な整備 ・接種体制の拡充 ・予防接種に係る情報提供・共有及び初動期に整備した相談体制の継続

(8) 医療

▶市は、**新型コロナウイルス等に係る医療提供の司令塔となる県と連携し、地域の医療提供体制の整備に協力する。**
▶連携協議会や地域医療会議等の場を活用し、病床確保の適正化や医療機関との連携等について、県とともに確認していく。

準備期	初動期	対応期
・県を司令塔とする感染症医療提供体制の整備に協力（連携協議会や地域医療会議等の活用） ・感染症医療の提供案内を行う相談センターの整備に必要な準備	・国からの感染症に対する情報について医療機関等に周知 ・感染症医療提供体制及び受診方法について市民等に周知 ・検査体制や相談センターの整備	・感染症医療提供体制及び受診方法（変更）の周知 ・県の方針に基づく療養調整への協力 ・相談センターの強化、迅速な入院調整の実施 ・移動手段確保、救急車適正利用の周知

(9) 治療薬・治療法【新設】

準備期	初動期	対応期
・治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、国・県・大学等の研究機関と連携	・国・県と連携し、医療機関と連携し、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導	・国、県と連携し、医療機関や薬局に対し、治療薬等の適正使用を要請

(10) 検査【新設】

- ▶ 平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を着実に進める。
- ▶ 新型コロナウイルス等々の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備し、状況の変化に合わせて、検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していく。

準備期	初動期	対応期
・病原体の適正な管理や検査の精度管理、検体の搬送を含む訓練の実施等による検査体制の維持・強化	・検査体制の立ち上げ	・検査体制の維持

(11) 保健【新設】

- ▶ 国、県と連携し、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型コロナウイルス等々の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。

準備期	初動期	対応期
・保健所の感染症有事体制を構成する人員確保 ・研修・訓練等を通じた感染症対策にかかると人材育成・連携体制の整備 ・感染症対策に必要な情報の収集を行い感染症について の情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う	・患者や濃厚接触者への対応、積極的疫学調査等による集団感染の発生状況の把握など有事体制への移行準備 ・市民への情報提供・共有	・感染症対策（検査・サーベイランス／積極的疫学調査／入院勧告・措置／健康観察）の実施と見直し ・発生状況等に対する市民の理解の増進を図るため必要な情報を共有する

(12) 物資【新設】

▶感染症対策物資の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

準備期・初動期	対応期
・感染症対策物資等の備蓄するとともに定期的に備蓄状況等を確認する	・感染症対策物資の備蓄等の確認 ・感染症対策物資等の供給に関する相互協力

(13) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

▶事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

準備期	初動期・対応期
・関係機関との連携や内部部局間での連携のため必要となる情報共有体制の整備 ・物資及び備蓄の勧奨 ・生活支援を要するものへの支援等の準備	・新型インフルエンザ等及びまん延防止措置により生じる心身への影響を考慮した施策の実施（メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、フレイル予防等、子どもの発達・発育に関する影響への対応等） ・高齢者等要配慮者等への生活支援 ・市民生活・地域経済の安定に向けた施策の実施 ・遺体の火葬・安置に係る関係機関との調整

今後の対応等

- いわき市議会へ報告（特措法第8条第6項）。
- 福島県へ報告（特措法第8条第4項）。
- 本計画に基づき、県や医療機関、関係機関との連携を図るとともに、訓練等を実施していく。
- 平時から、感染症に関する情報発信を行いながら、市民等との双方向のコミュニケーションの体制整備に取り組む。

(参考資料)

いわき市保健医療審議会条例（平成12年いわき市条例第80号）

（設置）

第1条 保健、医療及び生活衛生に関する総合的な施策を推進し、市民の健康の保持及び増進並びに快適な生活環境の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、いわき市保健医療審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条に規定する地域保健及び保健所の運営に関する事項
- (2) 保健医療体制の整備に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保健、医療及び生活衛生に関する総合的な施策の推進に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健衛生関係団体の代表者
- (3) 医療関係団体の代表者
- (4) 福祉関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力)

第8条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、委員及び専門委員以外の者に対して、資料の提出、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(いわき市健康づくり推進協議会条例の廃止)

2 いわき市健康づくり推進協議会条例（昭和58年いわき市条例第42号）は、廃止する。

附 則（平成12年8月25日いわき市条例第80号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、いわき市保健医療審議会条例（平成 10 年いわき市条例第 43 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、いわき市保健医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、審議会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 生活衛生対策部会
- (2) 歯科口腔保健協議部会
- (3) 食育推進協議部会
- (4) 自殺対策協議部会

(所掌事務)

第 3 条 部会は、次の各号に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める事項について審議する。

- (1) 生活衛生対策部会 生活衛生対策
- (2) 歯科口腔保健協議部会 歯科口腔保健を推進するための対策
- (3) 食育推進協議部会 食育を推進するための対策
- (4) 自殺対策協議部会 心の健康に関する対策

(組織)

第 4 条 部会は、委員及び専門委員で組織する。

(会議)

第 5 条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、その属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、保健所総務課において処理する。

- 2 生活衛生対策部会の庶務は、保健所生活衛生課において処理する。
- 3 歯科口腔保健協議部会及び自殺対策協議部会の庶務は、保健所地域保健課において処理する。
- 4 食育推進協議部会の庶務は、健康づくり推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 26 日から施行する。